江戸川区教育委員会 江戸川区立平井小学校 校長 山下 靖雄

江戸川区立小・中学校における食物アレルギーの対応については、次のとおりとなりますので、ご理解と ご協力をお願いします。

# 1 基本的な考え方

学校は児童生徒が健康な生活を営めるよう、家庭の食事療法に協力する立場で、次の原則のもと安全性を 最優先とし可能な範囲で対応します。

## <原 則>

- 学校給食における食物アレルギーの対応は、過敏食物・食品の完全除去対応を基本とします。ただし、 (1)牛乳・乳製品アレルギー及び口腔アレルギー症候群の対応においては、医師の指示のもと一部個別対応 も行います。
  - ※以下「除去食」とは、調理過程で過敏食物・食品を除いた給食をいう。
  - ※以下「原因食物」とは、過敏食物・食品のことをいう。
- (2)医師の診断による「学校生活管理指導表」を保護者より提出してもらいます。
- 校内に「食物アレルギー対応委員会」(委員長:校長 委員:副校長・主幹教諭・教務主任・養護教諭・ 保健主任・栄養教諭・学校栄養職員・給食主任・関係学級担任等)を設置し、対応内容の検討を行いま す。対応実施の決定は、学校長が行い、学校医等を含め関係者が連携して組織的に対応にあたります。
- 4 学校の実状から判断し、学校として継続して行える作業の範囲であたります。
- (5)対応の決定後も保護者及び主治医との連絡は密にします。
- (6) 児童生徒が誤食、症状出現時の緊急時対応について、職員間で共通認識の下、具体的、確実に対応で きる体制を整えておきます。
- 対応にあたっては、児童生徒の栄養面及び精神面に配慮します。 (7)

## 食物アレルギー対応の流れ

保護者の方からの相談

- 必要書類の配布

依頼書、学校生活管理指導表の提出

## 提出していただく書類

様式1-① アレルギー対応依頼書(新規) [保護者記入]

様式3-① 食物アレルギー調査票[面談資料・症状]

様式3-② 食物アレルギー調査票[面談資料・食品]

様式4 食物アレルギー対応個人票

様式2 学校生活管理指導表 「医師記入] ※一部保護者記入欄あり

個別面談・対応の検討 4

対応実施の決定・対応の開始

対応の見直し

◎ 年に1回(学校生活管理指導表の再提出時)は、お子さんの症状の経過により対応の見直しをします。

#### 提出していただく書類

[保護者記入] 様式1-① アレルギー対応依頼書(継続・追加有り・継続一部解除有り)

様式3-① 食物アレルギー調査票[面談資料・症状] 様式3-② 食物アレルギー調査票[面談資料・食品]

「医師記入」 様式2 学校生活管理指導表 ※一部保護者記入欄あり

※対応解除の場合、生活管理指導表の提出の必要はありません。解除を希望する場合や、年 度途中で対応の変更を希望する場合は、様式1-② 食物アレルギー対応変更依頼書を提出 してください。様式1-②は、診断した医師の署名が必要です。